



市制50周年記念事業 記念式典↑
子ども環境塾↗
まめ記者参上→



第332回 6月定例会

議案14件を可決・承認・同意

—市会案2件も可決—

第三三二回定例会市議会は、六月八日に開会され、理事者提出の議案十四件と議員提出の市会案二件を審議しました。

初日は、会期を二十三日までの十六日間と定めた後、平成十六年度的一般会計補正予算案をはじめとする十三議案が上程され、提案理由の説明が行われました。

十四日には一般質問が行われ、

幾山秀一（新政会） 松原啓治（清和会）

浦井智治（日本共産党） 松田信子（新政会）

牧野 勇（新政会）の五議員が、

十五日には、

島口敏榮（新政会） 川端義秀（清和会）

榮 正夫（日本共産党） 米村輝子（無党派）

の四議員がそれぞれ質問に立ちました。

質問最終後、陳情が上程され、初日上程の議案とともに所管の各常任委員会に付託されました。

最終日の二十三日には、各常任委員会の委員長報告の後、議案・陳情の採決が行われ、議案十三件はいずれも原案のとおり可決・承認されました。

続いて、各特別委員会の委員長報告が行われました。

その後、人事に関する追加議案一件が上程・採決され、原案のとおり同意されました。

最後に、市会案二件の上程・採決が行われ、いずれも意見書を政府関係機関等に送付することを全会一致で可決して、閉会しました。

皆さんから提出された陳情の結果は、別掲のとおりです。

市政をきく 一般質問から

○和泉村との合併について

問 和泉村との合併協議で、二十一の協定項目のうち、おおむね協議はまとまったとのことだが、どのような協定項目が残っているのか。

答 現在の法定協議会に移行して以来、二十一の合併協定項目に沿って、これまで十一回の協議会を開催するなど、精力的に協議を行ってきた。

協定項目の、おおむねの取りまとめはできているが、一部の内容については、両市村による意見調整を行っているため、若干時間がかかっている。

そのうち、「事務組織及び機構の取り扱い」と「市町村建設計画」の二つについては、協議会に提案しているが、中味を十

分協議する必要があるとして継続協議となっている。

また「地域審議会の取り扱い」と各事務事業の取り扱いのうち「建設関係について」の二つの項目については、まだ協議会に諮っていない。

五月十四日に行われた第十一回協議会において、和泉村から「地域自治区」を設置したいとの意向が示された。地域自治区とは合併関連三法に新しく取り入れられた制度であり、今後の合併協議を進める上で大変重要な事項と受け止めており、慎重に対応すべきだと考えている。

いずれにしても、合併は双方が合意しなければ成立しない事であり、残る協定項目等の調整に向け、相互理解と互譲の精神で、引き続き大野市・和泉村合併協議会を中心に、真摯（しんし）に話し合いを行いたい。

○大野市保健・医療・福祉サービス拠点づくり基本構想について

・市民への普及・啓もう

問 保健・医療・福祉サービス拠点づくりは、平成十五年度に基本構想、十六年度に基本計画を示すとあるが、市民への普及・啓もうについて聞きたい。

答 市では十三年度から庁内の関係課職員で拠点づくりの検討

に入った。そして十四年度には市内の各関係機関・団体から選出した人や、市民を対象として公募した人など二十人で検討委員会を構成し、拠点施設の在り方について検討してきた。

昨年度は、検討委員会を「高齢」「成年」「児童・母子」の三部会に分け、それぞれの立場で活発な議論を重ねながら検討委員会がまとめた意見を基に、議会の民生環境常任委員会の意見を聞きながら、大野市保健医療福祉サービス拠点づくり基本構想を策定した。

この基本構想については、市の行政資料室や図書館・各公民館などに配置するとともに、その概要を「広報おおの」五月号に掲載し、市民に周知した。

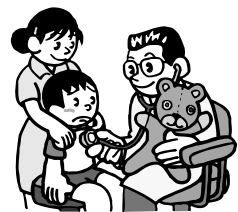
・今後の整備計画等

問 整備計画や財源計画等について聞きたい。

答 本年度は、この基本構想を基に具体的な施設整備に向け、施設の機能や規模・建設用地・概算経費、さらには各機能ごとの事業展開の手法などを明確にした基本計画を策定する。

今後の具体的な整備計画は、現在市では、幾つかの重要プロジェクトが進行中であり、また和泉村との合併も控えていることから、来年度以降の早い時期に、国や県の有利な補助メニューや起債制度等を精査しながら、

ら、具体的な施設整備を進めたいと考えている。



○年金制度改革関連法について

問 年金制度改革関連法案が六月五日に参議院で可決・成立したが、今後の市民への影響について聞きたい。

答 今回の国民年金等の一部改正法では、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼確保、また生き方・働き方に対応した制度の構築などを柱として、基礎的年金の国庫負担割合や給付、個人負担の見直しなどが行われた。

主な内容は、国庫の負担割合を二分の一に引き上げ、保険料は平成二十九年以降、厚生年金

は保険料率を労使折半で一八・三割とし、国民年金は一万六千九百円としていて、給付は現役世代の平均的収入の五〇割としている。

改正内容の細部については、まだ明らかになっていないため明言できないが、保険料は引き上げられ、給付は引き下げられるので、将来の年金生活に影響を与えるものと予想している。

なお、大きな課題となっていた未納・未加入対策については、国民年金においては、定職に就いていない二十歳代の若者を対象に、最長で十年間保険料の納付を猶予することや、保険料免除制度を現行の二段階から四段階にするなどの方策も取られている。

年金制度については、国の責任となる制度であるので、市としては、市民生活の安心・安定が図られるよう、制度導入後の状況を把握していきたいと考えている。

審議日程

8日	本会議 (会期の決定、議案上程・提案理由の説明)
9日~13日	休会
14日	本会議 (一般質問)
15日	本会議 (一般質問、陳情上程、各案件委員会付託)
16日	常任委員会 (産経建設)
17日	常任委員会 (民生環境)
18日	常任委員会 (総務文教)
19日~20日	休会
21日	特別委員会 (市町村合併対策・総合交通対策)
22日	休会
23日	本会議 (各委員長報告、質疑・討論・採決、特別委員長報告、追加議案上程・採決、市会案上程・採決)

○大野市小中学校再編
計画について

・少子化は大野市特有の現象か
問 少子化現象は本市特有の現象でないと思うが、どうか。

答 女性が一生の間に生む子供の数、合計特殊出生率は現在一・二九(人)となっている。

少子化現象は日本全体で急速に進んでおり、県内においても平成元年度と十五年度を比較すると福井市では児童数が二六割の減、敦賀市では二七割の減、武生市では一九割の減、本市では三二割の減となっており、少子化による児童数の減少は、各

市町村が共通に抱える深刻な問題である。

特に本市は他市と比較しても減少率が大きく、将来を担う子供たちの教育の向上を考えた場合、学校再編は急務の課題であると考え、大野市小中学校再編計画を策定した。

・唐突でないか

問 今六月議会に計画を示し、十七年度より実施するのは唐突でないか。

答 教育委員会では十五年三月に学校教育審議会に諮問し、十二月に答申を受け、八回の教育委員会で慎重に審議を重ね再編計画を策定した。

保護者をはじめ住民に理解を得る方法にはいろいろあるが、

この計画は特定の地域だけを対象にしたものではない。市全体を見据えた計画であることから、一斉に市民に計画を示した上で、保護者をはじめ、入学を予定している幼稚園・保育園の保護者、地区住民と十分な話し合いを行って、再編計画の趣旨について理解してもらえよう努力したいと思っている。

その中でさまざまな意見を聞いて、計画を慎重に進めていきたいと考えている。

これまで、学校は地域のコミュニティセンターとして大きな役割を果たしてきており、それぞれの地域になくてはならない施設であることは十分承知している。

今後、残った施設の利用については地域の人の意見を聞きながら、コミュニティセンター機能も含めて、施設活用の在り方を十分検討したい。

○大野市の教育について

・生命の尊さの教育

問 幼児・小学校教育において、生命の尊さなどについて、どのような教育をしているのか聞きたい。

答 本市では、道徳教育や学力の向上について、学校教育の重点課題の一つとして取り組んでいる。

を尊重することを指導することになっている。

また小学校低学年の生活科などにおける飼育活動も、動物の命を通して、自他の生命を尊重する心を育てることに寄与していると考えている。

・「教育分担の原則」の提案

問 幼児・小学校教育で、一日のうち八時間は学校で、八時間は睡眠、八時間は家庭での教育という3等分の原則を提案するが、その提案に対する考えを聞きたい。

答 学校教育の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力を高めることは大切であり、保護者に対して子育てに関する学習を行ったリ、地域活動を支援したりすることは、極めて重要な事であると考えている。

しかし、その目的は、あくまでも家庭や地域の教育力向上であるため、行政は側面的な支援を行っていくよう留意する必要があると考えている。

今後、家庭・地域・学校がそれぞれの立場で、将来を担う子供たちの健全な育成のために役割を自覚し、分担していきけるよう努力していきたい。



生命の尊重については、特別活動や保健体育等で、性教育の時間を計画的に位置付け、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行っている。

道徳の時間では、学習指導要領の中に内容が示されている。例えば小学校五、六年生においては、生命が掛け替えのないものであることを知り、自他の生命

議案の審議結果 6月定例会			
議案番号	件名	議決月日	結果
30	平成16年度大野市一般会計補正予算(第2号)案	6月23日	原案可決
31	平成16年度大野市老人保健特別会計補正予算(第1号)案	6月23日	原案可決
32	大野市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案	6月23日	原案可決
33	大野市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案	6月23日	原案可決
34	大野市有機堆肥製造施設設置条例の一部を改正する条例案	6月23日	原案可決
35	大野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例案	6月23日	原案可決
36	辺地総合整備計画について	6月23日	原案可決
37	公の施設の指定管理者の指定について	6月23日	原案可決
38	大字及び字区域の変更について	6月23日	原案可決
39	専決処分承認を求めることについて(平成16年度大野市一般会計補正予算(第1号))	6月23日	承認
40	専決処分承認を求めることについて(平成15年度大野市一般会計補正予算(第9号))	6月23日	承認
41	専決処分承認を求めることについて(大野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	6月23日	承認
42	専決処分承認を求めることについて(大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	6月23日	承認
43	固定資産評価員の選任について	6月23日	同意
市会案番号	件名	議決月日	結果
2	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書	6月23日	原案可決
3	食料・農業・農村政策に関する意見書	6月23日	原案可決

○農業問題について

・産地づくり推進協議会

問 今議会で「大野市産地づくり推進協議会」を設立し、その活動に期待する」との提案理由の説明が市長からあったが、いつも協議が重点に置かれすぎてはいないか。市が具体的に主動すべきでないか。

答 平成十四年十二月に国では米政策改革大綱を決定し、これまで国が配分方法や単価を決定していた転作制度を見直し、新たに本年度から水田農業構造改革対策を実施することとした。

この対策では、作物の生産や農業の経営に対する施策を一体的に実施し、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的に取り組んでいくことにより、水田農業の構造改革を促進することが重要とされている。

本市においても、売れる米づくりの推進や、水田農業の構造改革と水田を活用した作物の産地づくりを推進していくため、本年四月に県、テラル越前農業協同組合、関係機関・団体で構成する「大野市産地づくり推進協議会」が設立された。

また本年四月に策定した「大野市水田農業ビジョン」では、

特産作物の生産振興を図るため、水田農業構造改革交付金を活用して、サトイモ・ナス・イチゴ・スイカ・タマネギ・ネギ・ハクサイ・キク・ユリの九品目を指定作物として他の作物と区分し、作付け面積に応じて高率の助成を行うこととした。

現在、テラル越前農業協同組合では、ナスとネギを重点推進品目として生産を奨励することとし、ナス部会では本年度、生産者全員が堆肥（たいひ）を使用し、化学肥料や化学合成農薬の使用低減に取り組み、エコファーマーの認定を受け、他地域で生産される作物との差別化を図っている。

またネギ部会でも、来年度以降、エコファーマーの認定を受けるための準備を進めている。なお、市ではこのような環境にやさしい有機農業を推進するため、堆肥の購入や散布に助成を行っている。

ナスやキク等の水田園芸作物については、資材経費の問題や労働力の確保が課題とされ、生産が伸び悩んでいる。

このため市では、現在設置している実証圃（ほ）の実績や成果を踏まえ、サ

※1 エコファーマー
堆肥等の土づくりを基
本農薬の使用量を低減す
たため生産方式を導
営した農業者

トイモに次ぐ特産作物の生産振興策について、今後も奥越農林総合事務所やテラル越前農業協同組合と連携を取りながら支援していきたくと考えている。

・中山間地域等直接支払制度

問 十七年度以降も本制度の継続を願いたい。その取り組みについて聞きたい。

答 本制度は本年度が最終年度になっているが、中山間地域が持つ多面的機能や農業生産活動を維持していくため、制度の継続が必要であると考えている。

市は本制度が継続されるよう、市長会や議長会を通して国へ要望してきているが、今後も国に強く働き掛けていきたい。

・農業活性化策

問 労働力削減や活性化を目的とした新しい取り組みについて聞きたい。

答 農家の労働力削減策としては、集落農業と水稲の直播（じかま）き導入が有効な方法と考えている。

集落営農は、効率的な土地利用により生産性が向上し、年代や性別、能力や適性に応じた農作業の分担により農作業の効率化につながり、労働力の削減が図られると考えている。

水稲の直播きは、苗移植に比べ作業量が少なく労働力が削減され、収穫も高温期が避けられるため、近年見直されている。

農業活性化策としては、県が経営の専門家を派遣し、生産組織の指導や助言を行う生産組織高度化支援事業や生産組織に対して機械・施設をリースする場

合に、その一部を助成する「明日の地域農業を支える担い手条件整備事業」などがある。

また新規就農者の確保育成を図る観点から、生産基盤が不安定な就農初期に経営を安定化させる奨励金を交付したり、県外からの新規就農者には、家賃等の一部を助成している。

○堆肥製造施設の指定
管理者制度の導入について

問 大野市有機堆肥製造施設の指定管理者制度の導入目的について聞きたい。

答 平成十五年九月に、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度は多様化するニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費削減等を図ることを目的としている。

地方公共団体の指定を受けた者が、指定管理者として管理を

代行するもので、指定管理者として民間事業者も含め、広く門戸を広げるとしている。

大野市有機堆肥製造施設の管理は、これまでテラル越前農業協同組合に委託していた。今回指定管理者制度を導入し、畜産農家四戸で構成する農事組合法人アグリサポートを指定管理者とし、管理を代行できるように本議会に条例案を提出している。

当制度は、従来の管理受託制度と同様に、施設の利用に係る料金を指定管理者が自ら決定して収入として收受でき、堆肥の販売収入などを管理運営経費に充てることができる。

電気料や車両維持費・修繕費などの管理運営に係る経費は、指定管理者が負担することになるが、これらは施設の利用料金や堆肥の販売収入などにより賄うこととなる。

なお、市はこれまでと同様に堆肥の購入や散布に対する助成措置を継続することとし、テラル越前農業協同組合には、堆肥の販売と料金の徴収について協力を得ることとなっている。

陳情の処理結果			
番号	件名	提出者	結果
1	寒冷地手当の見直しに関する陳情	連合会 福井労働組合 公務員組合 公共協同組合 共協同組合 サ協同組合 共協同組合	不採択

○奥越自然のいやし推進計画について

・計画内容

問 国が取り組む地域再生計画について、県と市が一緒に申請した「奥越自然のいやし推進計画」はどのような内容か。

答 県と市が共通の課題に掲げている地域におけるエコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズムの推進を一層強化し、計画地域である阪谷地域の農業を核とした地域経済活性化を目指すために、国に認定申請を行った。

内容は、県が阪谷地域内に整備した地域活性化施設「スターランドさかだに」に、国の地域再生計画の支援措置を受け、都市と農村との交流や、実証農園・体験農園などの拠点施設としての機能を強化するとともに、飲食物の提供や、農産物などを施設内で販売することを可能にし、都市との交流人口の拡大や施設経営の改善を図ることとしている。

・期待できる効果

問 今後の取り組み計画と、期待できる効果を聞きたい。

答 申請した計画が認定されれば、施設内でそばや郷土料理などの飲食物の提供を行い、自然・農林業・文化・食など地域

の資源を活用した多彩な行事を開催するなど、その魅力を最大限に発揮することで、交流人口の拡大、地区のさらなる活性化を図ることを計画している。

さらに、施設内でワインをはじめとする地域物産の販売が可能になれば、観光拠点としての役割も担うことができると期待している。

また周辺の宿泊施設や公共施設、農家民宿などと連携することにより、宿泊客を増やし、地域の活性化と地域内外との交流拡大、グリーン・ツーリズムの推進が図られると考えている。

○少子化対策について

問 少子化が深刻な状況の中で、不妊治療の環境整備と支援策を聞きたい。

答 現在、子供に恵まれない夫婦は十組に一組ともいわれており、実際に不妊治療を受ける夫婦も年々増えている。

今年度から国は、特定不妊治療費助成事業を実施し、これを受け、県では不妊治療費助成事業として実施する予定である。

その内容は、不妊治療のうち体外受精および顕微受精を受けている夫婦に対し、所得制限はあるが、年額十万円を限度に通

算で四年間助成する。

これは県の健康福祉センターがその窓口となる予定である。

市の支援策については、その治療方法が多岐にわたっているため、県が助成の対象としている体外受精や顕微受精以外にも保険診療適用外の人工授精などの診療や検査もあることから、県の助成内容を見極め、支援策を検討していきたい。

○公共下水道事業について

・個人負担

問 空き地や高齢者の一人暮らし等いろいろなケースがあるが、個人負担が出せない場合や、台所・風呂場の改修費が都合ができない場合、どのような方策をとるのか。

答 公共下水道事業は個々の負担金を伴う事業であり、家屋の水回りの工事が必要となる。

このため、市は受益者負担金について、五年間二十回の分割納入制度を、またトイレなどの改造資金を借り入れた場合、最長五年間の利子を補助する制度を設けている。

しかし個々によっていろいろなケースがあると考えられるので、さらにきめ細やかな対応・相談に心掛けていきたい。

・予定通りの事業着工

問 今後五年間でこぶし通りまで着工するが、家屋の新築や改修を待っている人もいるので、予定どおりの年に着工願いたいだろうか。

答 国・県等の予算の確保を図り、対象区域の住民の理解と協力を求めながら、九頭竜川上流域に住む者の責務や名水のまちな野の水質保全など、これらの目的達成のため、計画期間内の公共下水道の整備を推進していきたいと考えている。

・地元説明会と相談

問 これまで実施してきた説明会や相談の方法、またこれからの取り組みについて聞きたい。

答 公共下水道は、整備しても利用がなければ、所期の目的を果たせない事業である。このことを念頭に置いて、市民に理解と協力を求めるため、説明会では下水道の必要性と事業計画、手続き・費用についての三項目をまず説明し、その後、質問などに回答する方法で進めている。

個々の疑問や心配事については、公共下水道よろず相談室の利用や、職員が個別に訪問するなど相談や説明を行っており、このことは説明会の席でも周知し、きめ細やかな対応を心掛けている。

平成十四年度には十七回の説

明会を開催し延べ人数で約四百人、十五年度は五十二回で延べ約千三百人の出席があった。

十六年度は本日まで八回の説明会を開催し、延べ約二百人の出席があり、さらに今後、十二の町内会で説明会を開催することが決定している。

また本年五月に大野地区および下庄地区の一部の約七千二百世帯へ、第二期工事である二十一年度までの施工予定を公示したパンフレットを配布し、年次のな整備予定を周知した。

これを受けて、五年後の整備を予定している町内会からも、説明会開催の申し込みがある。今後も引き続き、整備前・整備中・供用開始前など、機会をとらえて、区長などの協力をお願いしながら、精力的に説明会を開催したいと考えている。



下水道の掘削工事

○まちなか観光拠点整備事業について

問 補正予算に、平成大野屋二階蔵の改修予算額として五千六百五十万八千円が計上されているが、事業の目的・内容等を聞きたい。

答 まちなか観光拠点施設「平成大野屋」は、平成九年度に策定した「観光拠点施設整備事業基本計画」に基づき、十一年度に洋館と平蔵、十二年度に中庭と順次整備を行ってきた。これらの施設は、市民・観光客ともに利用でき、相互交流のための情報発信・物産展示・イベント開催・休憩を目的としている。

今回の二階蔵改修は、展示館としての機能に本市の広大な森林資源から生み出される木材の活用とPRの要素を加え、手軽な体験型観光の提供を目的としている。

また二階蔵は十年に国の登録文化財に指定されており、建物の保全と機能強化も行う。

展示は武家屋敷旧内山家など周辺施設の展示物などの競合を避け、昔の朝市の風景などを再現した模型や建物改修に用いた県産材の利用方法、解説パネルなどの展示を計画している。

また遠足で訪れた学校などが

らの意見の中で体験学習の場を望む声が大ききことや、これからの観光要素には「見て」「聞いて」「体験する」ことが重要であることから、亀山を散策して容易に手に入る落ち葉や木の実、野草を利用した工作、または紙などを利用した工作など、親子や子供たち同士で、手軽に楽しめる体験事業を展開していく計画である。

まちなか観光拠点施設「平成大野屋」の施設整備は、今回の二階蔵の整備をもって、施設全体の整備が完了することで一体感が生まれ、観光拠点施設としての魅力も、なお一層高まるものと期待している。

○大野市中小企業資金融資制度について

問 大野市中小企業資金融資制度の融資額を、補正で増額する考えはないか。

答 市の融資制度について、本年四月から福井県信用保証協会との損失補償契約により担保・第三者保証人要件を緩和した。これは県内の市町村では初めてのものである。

これまで担保や第三者保証人の確保が困難なため、保証協会の保証が受けられずに市の制度融資が利用できなかった市内中

小企業者を、救済できるものと期待しスタートさせた。

今回の緩和は資金調達のニーズに適合し、融資は四ヶ月だけで二十四件、二億四千万円余りの申し込みがあり、五月中旬には六十六件となり、本年度融資枠限度の七億円に達した。

融資額の状況は、二千万円以上が十四件、一千万円以上二千万円未満が十六件、一千万円未満が三十六件となっており、二千万円未満の融資件数は、全体の約八割を占めている。

昨年度までの融資の実績額は、平成十三年度が二十九件で一億五千六百萬円、十四年度が四十一件で三億五千七百五十万円、十五年度が四十九件で四億八千二百万円である。

十六年度は担保・第三者保証人要件の緩和により、融資実績が増えるものと想定し融資枠を拡大したが、市内中小企業者の資金需要が、当初想定した金額よりも多かったため、融資実績が短期間で融資枠に達した。

今後、損失補償付き貸し付け枠の拡大については、代位弁済が生じた場合の損失補償額や保証料および利子補給金が増えることなどの財政負担も考慮するとともに、融資申し込み者の業種や規模、資金調達の時期や用途などを調査・分析し、融資による効果の検証などと併せて研

究したいと考えている。

なお、本年度予定していた七億円の融資枠に達したため、損失補償付きの融資は、現在、貸し付けを休止している。

しかし、今後の中小企業者の融資の要望にこたえるために、市の制度融資の利用に伴う保証料および利子補給は、継続していきたいと考えている。

○市営住宅の建て替えについて

・市営住宅の方向性

問 住宅マスタープランに基づく市営住宅の方向性と整合性について聞きたい。

答 市の住宅政策の基本方針は、平成十三年に策定した大野市住宅マスタープランに基づき、人口四万人の維持と中心市街地の人口維持の二つの大きな目標達成に向け、二十二年を目標準年次として、さまざまな施策を計画している。

内容は、若者定住のためのソフト事業の展開や公的住宅の整備、高齢者向けの住宅整備、定住団地の整備に加え、中心市街地の空洞化に対応するため、中心市街地を主眼において公営住宅を建て直すことなどである。

これまで、若者定住のためのソフト事業として「ふるさと定

住事業」を、中心市街地における公的住宅の整備は民間資本を活用した特定優良賃貸住宅を、高齢者向けの住宅整備は、民間で整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅「コーポ花山」を、定住団地の整備では、フォレストタウン大野などをそれぞれ整備してきた。

また公営住宅は、その整備目標を建て替えが四十八戸、新規が九十一戸の計百三十九戸としている。この計画を早期に策定するとともに、今後も効果がある定住促進の施策を推進する必要があると考えている。

・老朽化した市営住宅の整備

問 老朽化した市営住宅の整備計画について聞きたい。

答 低所得者に低額な家賃で賃貸する公営住宅として、中津川の三団地と下舌・西里・中挟の計六団地、百九十二戸がある。そのうち中津川と下舌の計七団地については老朽化が著しく、建て替えを前提に十四年に現入居者の意向調査を実施した。

それによると半数の世帯が、ある程度の家賃の引き上げに理解を示しているが、残りの世帯は家賃の現状維持を強く望んでいる。

このような状況を踏まえ、今後約一年をかけて新規需要も見込んだ公営住宅ストック総合活用計画を策定する予定である。

○基幹型在宅介護支援センターについて

問 基幹型在宅介護支援センターの機能をより充実するため、現在の委託形式をやめて、市の業務として行うべきではないかと考えるが、どうか。

答 在宅高齢者の介護相談業務等を行う在宅介護支援センターには、基幹型と地域型がある。

基幹型支援センターは、通常の業務を行う地域型支援センターの業務のほかに、地域ケア会議の開催や各地域型支援センターで把握した高齢者の情報の集約などを行い、地域型支援センターを統括・支援している。

職員の配置については、基幹型支援センターは福祉関係と保健医療関係職種の組み合わせで二人を常勤で配置し、地域型在宅介護支援センターは福祉または保健医療関係職種のいずれか一人を配置している。

基幹型支援センターは、国の要綱で市町村が直接実施するかこれに準ずる者に委託して実施することを原則としている。本市では保健医療関係の専門職員の確保などの問題点や民間事業所の人的資源を有効に活用することを考慮し、円滑な事業実施が期待できる、社会福祉法人恩

賜財団済生会支部福井県済生会に委託している。

平成十五年度に策定した保健医療福祉サービスの拠点づくり基本構想の中では「行政機能として目指す方向性」として、基幹型支援センターは公的機関での設置が望ましいとしている。

しかし、専門職の増員配置の必要性や国が進める三位一体の改革による福祉事業関連の補助金の一般財源化を考慮しなければならず、これらの課題も含め、十分精査しながら保健医療福祉サービスの拠点づくり基本計画の中で検討していきたい。

○住宅改修に対する助成制度について

問 この制度は、中小零細建設業者の「仕事おこし」などの不況対策や地域経済の活性化に効果があると考えられるがどうか。

答 一般住宅のリフォーム等に対して助成する住宅改修助成制度は、全国の幾つかの自治体で既に実施されている。

いずれも十万円程度の少額の助成金を支給するものである。しかし、一般住宅については典型的な個人資産であるため、公費で助成を行うことは、その手法や目的、またなぜ住宅だけ

なのかといったさまざまな観点から慎重に検討を要する問題であり、一般住宅に対する住宅改修助成制度を取り入れることは、現時点では考えていない。

○地域循環型社会について

・生ごみの利用方法と堆肥化

問 一般家庭の生ごみの利用方法や給食残さの堆肥化について聞きたい。

答 一般家庭の生ごみは、組成成分が安定しないことやビニール包装・アルミ等の異物が混入する恐れがあることなどから、堆肥として農地へ還元することは難しく、当面は自家処理、自己完結型のリサイクルを推進していきたい。

また学校給食の残さを堆肥化し、それにより栽培された農産物を給食に使用することについては、今後その実現の可能性を探り、生ごみの循環利用を図りたい。

・協議会の設置

問 ごみ減量化のため、販売店や事業所などによる協議会を設置する考えはないか。

答 ごみの減量化を図るため、大野市廃棄物減量等推進審議会を既に設置しており、この中に量販店や事業所からも委員とし

て参画してもらっている。

また消費者グループが主催する消費者・量販店・行政による三者懇談会の席上でも、ごみの発生抑制などについて情報交換を行っており、今後も市民・事業者・行政がより一層連携してごみ減量化を図っていきたい。

○地域振興について

問 公共施設整備等で地元業者や地場産材を活用しながら市全体の活性化が図れないか。

答 市では地場産業の育成や活性化のために、できる限り地元業者や地場産材を活用した整備に努めてきている。

本市の森林状況は、林齢が四十年生以下の若い森林である。建築資材としての価値を高めるためには、伐採時期まで相当の期間を要するため、今後も適正な施業管理が必要である。

地場産材の範囲として大野産に限定することは、流通段階での確認が非常に困難なため、県の認証制度による県産材であれば地場産材であるという認識で、推進に努めていきたい。

県産材の活用策として、林道工事などで木材を積極的に活用したグリーン事業の推進を目指し、木製ガードレールや木柵等

の利用拡大に心掛けています。県産材を活用した木造公共施設には、最近の例では、イトヨの里やスターランドさかだに、JR越前大野駅前やすらぎ空間、阪谷保育園などがある。

さらに平成十五年度からは、市内小学校の机の天板を県産材のマツを使用したものに取り替えている。

なお、今六月補正予算に計上している平成大野屋二階蔵の改修工事においても、県産材を積極的に使用し、環境への優しさや木の持つ良さをPRしていく計画である。

県においても、県産材を活用した木造施設の推進に取り組んでいて、個人を対象に良質住宅普及促進事業の助成制度があるので、積極的に活用するようPRしていきたい。



間伐材を利用したガードレールと木柵

委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおりです。

●民生環境常任委員会

○印鑑登録について

印鑑登録に関しての事故・事件は登録時よりも証明書の交付時に多く発生すると考えられ、交付時の手続きについても今後検討し、条例改正だけでなく、窓口業務においても慎重に対応するよう職員に徹底された。

○ごみの不法投棄について

生活関連製品や電気製品・農機具などを新しく入れ替えるときには、不用となった物が不法に投棄されることが多々あると考えられるので、業者には販売時における回収を徹底するよう協力を求められた。

○保健・医療・福祉サービス拠点づくり基本構想について

基本構想の「保健・医療・福祉をめぐる現況と課題」の中で市内の保健や福祉などの関係施設で、特に福祉事務所や社会福祉協議会が他の施設と比べて相対的に利用しにくいという回答結果が出ている。

この結果を踏まえ「サービス

拠点づくり」のために、市民が利用しにくいと回答したこの原因調査を行うとともに、福祉事務所と社会福祉協議会との連携について、今後十分に検討されたい。

●総務文教常任委員会

○「議案第一号平成十六年度大野市一般会計予算案のうちシビックセンター建設事業に対する決議」について

三月定例会の同決議における七項目については、三月定例会以降、二回の総務文教常任委員会協議会と今定例会の委員会委員で、理事者から説明を受け、当委員会としては了承した。

今後、地域経済の発展と地元企業育成の観点から、監理や工事請負契約に当たっては、地元企業に発注するよう、また保護者の要望については可能な限りの配慮するよう要請した。

○小中学校再編計画について

各地域には学校を中心とした地域コミュニティの歴史があることに配慮するとともに、学区制の見直しの検討も行うなど、地域住民に十分理解が得られるよう説明を行い、慎重な対応を要請した。

○寒冷地手当の見直しに関する陳情について

当市の地方交付税は給与差と

積雪差の補正により交付されているが、この補正は今後見直しされる状況であることや市内のほとんどの民間企業・団体では、寒冷地手当が支給されていないことなど等により、全会一致で不採択と決した。

●産経建設常任委員会

○フォレストタウン大野について

フォレストタウン大野の地区計画では、屋根は勾配屋根を基本とし日本瓦葺（にほんがわらぶ）きを推奨しているが、当該地の建物の中には、日本瓦葺きでない建物が見受けられる。

地区計画には拘束力はないが、フォレストタウン大野を計画した際の所期の目的を達成するため、今後は地区計画の趣旨に沿った指導を徹底されたい。

○観光行政の推進について

本年度から二カ年計画で仮称シビックセンターの建設事業が始まるが、大型観光バスなど観光客用の駐車場の不足が予測される。

このため、あらかじめ観光客用の駐車場を確保するとともに、公衆トイレの整

備や、各公共施設へ誘導する表示を行うなど、観光行政の推進に万全の対策を講じられたい。

●総合交通対策特別委員会

○乗合タクシーについて

本年十月から勝原線を本格運行するが、これと併せて子供や高齢者等の交通弱者に対し公平で利用者に喜ばれるよう、総合的な視点に立った市全域の交通体系の在り方を研究されたい。

○国道一五七号大野バイパスについて

用地買収箇所が途切れ途切れとならないよう、ある程度つけて買収を行うとともに、買収や物件移転などを終えたところから工事に着手するよう、県当局に強く働き掛けられたい。

○中部縦貫自動車道について

永平寺大野道路の大野区間全

線で設計協議が終了したことを一つの弾みとして、現在国が環境調査を継続している大野油坂間の早期整備計画格上げなどの提言活動を積極的に行う必要がある。

●市町村合併対策特別委員会

○合併協定項目について

和泉村との合併で最も重要なことは、市民の理解を得ることであり、将来、合併してよかつたと市民が思えるように、残された協定項目の合意に向け、さらなる努力を期待する。

また当特別委員会は、二十一日の午後に、和泉村議会市町村合併調査研究特別委員会と未調整となつている協定項目などについて意見交換を行ったが、両市村の間にはまだ温度差があると考えている。

議会日誌

◆4月

- 9日 福井県市議会議長会定期総会(鯖江市)
- 21日 北信越市議会議長会評議員会(福井市)
- 22日 同定期総会(福井市)
- 26日～27日 総務文教常任委員会行政視察(久留米市)・民生環境常任委員会行政視察(大町市・松川村)
- 28日 会派代表者会議・議会運営委員会・3市町村議長会

◆5月

- 18日～19日 産経建設常任委員会行政視察(大府市・美濃加茂市)
- 21日 総務文教常任委員会所管調査(織田町)
- 25日 全国市議会議長会定期総会(東京)
- 26日 長野県松川町議会行政視察来訪

◆6月

- 1日 会派代表者会議・議会運営委員会・総務文教常任委員会協議会
- 7日 総務文教常任委員会協議会
- 8日～23日 第332回定例市議会

◆7月

- 1日 大野市制50周年記念式典・北信越議長会豪雪等災害対策特別委員会幹事市会・特別委員会(上越市)
- 14日 栃木県真岡市議会行政視察来訪
- 15日～16日 全国森林環境・水源税創設議員連盟役員会・総会(三田市)